

2 申告会場に行かなくても申告できます!

申告会場に来場しなくてもスマートフォンやパソコン、郵便を利用して申告ができます。

住民税申告の郵送での申告

以下の書類を市役所税務課まで郵送してください。

- ①記入した申告書（市役所、各出張所に用紙を備え付けてあります）
- ②マイナンバーの番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し等）
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
※マイナンバーカードであれば②と③の両方の確認が可能です。
- ④添付資料（収支内訳書、医療費通知書、保険料控除など申告したいことの確認資料）

なお、**郵送された書類は返却しません**ので、申告書の控えが欲しい方は切手を貼った返信用封筒も同封してください。
必ず連絡先を記入してくださいようお願いいたします。

☎ 郵送の送付先：〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所税務課

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで簡単に申告書を作成することができます。

対応しているスマートフォン、パソコンの機種や申告方法など、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。

「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷した申告書と添付資料を税務署へ郵送または持参することもできます。

3 昨年度からの変更点

① 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等または源泉徴収ありの特定口座の株式等譲渡所得については、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和4年度税制改正により、令和6年度以降の市民税・県民税においては、課税方式を所得税と一致させることとなりました。この改正により、令和5年以降に発生するこれらの所得について、市民税・県民税申告書において課税方式を選択することはできなくなり、所得税の確定申告で選択した課税方式で市民税・県民税が課税されます。

所得税で上場株式等の配当所得等や源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されます。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

② 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度分（令和5年分の所得）の申告から、30歳以上70歳未満の国外居住親族で、以下のいずれにも該当しない者については、控除対象扶養親族および非課税限度額の算定の対象となる扶養控除から除外されることとなりました。

- ・留学により国外居住者となった者
- ・障害者
- ・扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者（注）留学によって国外居住者となった者または納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万以上受けている者について扶養控除の適用を受けるためには、該当することを明らかにする書類の提出または提示が必要です。

4 よくある質問

Q1 医療費は10万円を超えないと控除されないの？

A1 医療費控除は控除する方の総所得金額等の5%か10万円のどちらか低い方の金額を超えた分が所得から控除される制度ですので、必ずしも10万円を超えないと控除されない、というわけではありません。

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

（実際に支払った医療費の合計額 - (1)の金額） - (2)の金額

(1) 保険金などで補てんされる金額

（例）生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・出産育児一時金など

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

(2) 10万円

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

（例）総所得金額等が150万円の人で、1年間に支払った医療費の総額が8万円だった

→ 総所得金額等の5%は7万5千円となり10万円よりも低いので、8万円 - 7万5千円 = 5千円が所得から控除されます。

Q2 申告を済ませた後に医療費通知書が届いたけどどうすればいいの？

A2 申告相談受付期間内であれば訂正することができます。ただし、医療費控除は所得から控除されるものなので、控除する所得がない方については訂正しても税額に変更がない場合があります。

5 申告相談の際に持参するもの

共通して持参するもの

マイナンバーカードをお持ちの方	(番号確認書類・身元確認書類) マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	①(番号確認書類) 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しなどのうちいずれか一つ ②(身元確認書類) 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳などのうちいずれか一つ
扶養している者や事業従事者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの
申告者本人の口座番号が分かるもの	申告者本人名義の通帳など
以前に利用者識別番号の用紙を受け取ったことがある方	利用者識別番号の用紙

各種所得ごとに持参するもの

給与所得者、公的年金所得者の方	給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
農業、営業、不動産などの事業所得の方	収入・経費を記載した収支内訳書 記載した内容の根拠資料(領収書など)
一時所得の方	保険の一時金や満期返戻金の受取通知書
譲渡所得の方	売買契約書、譲渡費・取得費がわかるもの (取用・あっせんの場合は)特別控除証明書
雑所得の方	個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 シルバー人材センターの配分金支払証明書

各種控除を受けたい方が持参するもの

医療費控除	「医療費控除の明細書」または「医療費支払通知書」
社会保険料控除	国民年金保険料等の領収書
生命保険料・地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
寄附金控除	寄附金受領証明書
障害者控除	障害者手帳など(お持ちの方) 障害者控除対象者認定書(介護課発行のもの)
住宅借入金等特別控除	契約書、登記事項証明書、借入金年末残高証明書、各種補助金の証書など その他に住宅の性能や、取得したときの状態に応じて追加で必要となる書類があります。詳しくは国税庁ホームページ「令和5年分確定申告特集 住宅ローン控除を受ける方へ」をご覧ください。

次の方は事前に書類の確認と準備をお願いします

1. 営業等・農業・不動産所得の申告をする方

収入や経費対象となる仕切書、領収書等を科目ごとに仕分けをして、それぞれの合計額を計算してください。計算した金額を「収支内訳書」の各科目に記入のうえ、ご持参ください。

2. 医療費控除を受ける方

明細書の添付が必須になりました。医療費控除の明細書に金額を記載し、ご持参ください。

医療費の領収書の添付または提示では控除を受けることができませんのでご注意ください。また、傷病により概ね6カ月以上寝たきり状態の方が使用しているおむつ代を医療費控除の対象とするためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

3. 要介護認定を受けており、障害者控除の適用を希望する方

要介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者手帳等をお持ちでない方が障害者控除を受けるためには、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所介護課にて事前に交付申請手続きをお願いします。

6 申告相談にあたっての注意点

- 申告をしなければならない方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、所得証明書などの各種証明書が発行されないなどの不利益が生じます。
- 待ち時間短縮のため、収支内訳書や医療費控除の明細書の作成がお済みでない場合は申告相談前に作成していただきます。

収支内訳書や医療費控除の明細書の様式につきましては市役所税務課、各出張所窓口に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

7 市・県民税申告相談日程表

各会場とも受付時間は8時45分～16時30分（12時～13時は除く）

木造・柏・森田地区【会場：松の館2階 視聴覚室】

月	火	水	木	金
			2/8 【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地	2/9 【柏地区】 沖菟・末吉・藤岡 広須・姥島
2/12	2/13 【柏地区】 上古川・鷺坂・玉水	2/14 【柏地区】 下古川・八重崎・稲盛・ 小和巻	2/15 【柏地区】 上派立・小中野	2/16 【森田地区】 相野・山田・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地
2/19 【森田地区】 大館・勝山	2/20 【森田地区】 森田・床舞	2/21 【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	2/22 【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地	2/23
2/26 【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	2/27 【出精地区】 大畑・東林・西林	2/28 【出精地区】 生田・兼館 石館・善積・堅固	2/29 【出精地区】 夕日岡・出崎 蓮花田・永田 土滝・加納・小田原	3/1 【柴田地区】 濁川・中の林・中館・細川 町居田・桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野
3/4 【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	3/5 【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・吉見・吹原 南広森・丸山	3/6 【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	3/7 【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島	3/8 【旧 町】 有楽町・菟中・浮巣
3/11 【旧 町】 上町・松原	3/12 【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地	3/13 【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	3/14 【旧 町】 横町・清水町 成田団地	3/15 【旧 町】 千代町・吉岡下木造

平日の相談が困難な場合、

2/18(日)・3/3(日)9時～16時30分、松の館2階視聴覚室で受け付けます。

車力地区【会場：北消防署2階】

月	火	水	木	金
2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
		車力町・下車力町		牛瀧町・ 下牛瀧町
2/12	2/13 牛瀧町・ 下牛瀧町	2/14 富菟町	2/15 富菟町・ 豊富町	2/16
建物西側に駐車スペースがありますので、 そちらをご利用ください。				

稲垣地区【会場：稲垣ふれあいセンター】

月	火	水	木	金
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
千年 再賀 沖善津	吉出・語利 沼館・野末	繁菟・繁田 船越 下繁田	元増・福富 中派立 前村 下派立	
2/26	2/27	2/28	2/29	3/1
野田・楽田 細沼 鶴見里	沼崎・穂積 家調			

※午前中と月曜日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

※3月18日(月)以降の所得税確定申告は市役所で受け付けできませんので、税務署へ直接ご相談ください。

【申告期間前の問い合わせ先】税務課 電話 42-2111(内線216)

【申告期間中の問い合わせ先】※土日祝日は除く

●松の館(申告相談専用)電話 49-1050(2月8日～3月15日)

●車力地区会場 電話 56-2111(2月7日～2月15日) ●稲垣地区会場 電話 46-2111(2月19日～2月27日)